

① 大雪で走行不能になつた運転者の労働時間 ② 初任給をいくらにすれば良いのか

問① 当社は、運送業を営んでいますが、先日、北陸に荷物を配達に行つたトラックが大雪により

へ連絡した時間以外は、音楽を聴いたり眠つたり自由にしていたようですから、労働時間として取り扱わなくても良いでしょうか。また、労働時間として取り扱うと、その日の残業時間が36協定の延長時間を超えてしまいますが、労働基準法違反となるのでしょうか。

答① トラック運転者が荷物を運搬する行為は、一般的な出張と違い、業務命令を受けてトラックを運転し、指定された客

先に荷物を届け、その後中は物品の監視をしてい

ますので、出発から帰社道上での走行不能となりました。道路は、数時間後に除雪作業で開通したため、客先に荷物を届けて帰社しましたが、その運転手の勤務時間は24時間程度となりました。

車中で道路の開通を待つていた運転手は、会社

（昭33・10・11基収62号）とされています。
お尋ねは、積雪により道路上で立往生となり、

トラック内にいた時間は、仕事をしていないので労働時間として取り扱わなければ良いかということですが、道路が不通になつていても、積荷の監視が必要ですし、除雪作業などのためにトラックを移動させることがあります。

道路がいつ開通するのか分からぬ状況でトラック内に待機しているので、それから、労働時間として取り扱う必要があります。

なお、この冊子は、調査の翌年7月頃に出来上

がり、図書館、都道府県労働局賃金課、各労働基準監督署に配布されますので、赴かれれば、閲覧

できることが可能です。

◆編注◆ 当協会の「企業の労働110番」（平成26年の調査結果のうち、初任給の概要について、厚生労働省のホームページページにアップされ、（36協定に関係なく）、必要な限度においては、厚生労働省のホームページにアッ

ります。また、トラック運転者が客先で荷物の積み降ろしなどを待ついわゆる「手待時間」について、「一定の場所に拘束されていることか

ります。また、調査結果を取りまとめた冊子には、初任給額を検討中ですが、新規採用は数年ぶりで、他社にお尋ねもできないので、この業種の平均的な初任給額を教えてもらえないませんか。

道府県、企業規模別に詳細に示されており、御社の業種に係る職種では、旋盤工、フライス盤工、金属プレス工、電気メッシュ工などが対象となつていますので、御社の労働者の賃金を決める参考になると思います。

なお、この冊子は、調査の翌年7月頃に出来上がり、図書館、都道府県労働局賃金課、各労働基準監督署に配布されますので、赴かれれば、閲覧

新規採用は数年ぶりで、他社にお尋ねもできないので、この業種の平均的な初任給額を教えてもらえないませんか。

支給する給与額、所定内給だけではなく、きまつてまとめた冊子には、初任給額、年間賞与額など、が、業種、職種、学歴、性、年齢、勤続年数、都道府県、企業規模別に詳細に示されており、御社の業種に係る職種では、旋盤工、フライス盤工、金属プレス工、電気メッシュ工などが対象となつていますので、御社の労働者の賃金を決める参考になると思います。

なお、この冊子は、調査の翌年7月頃に出来上がり、図書館、都道府県労働局賃金課、各労働基準監督署に配布されますので、赴かれれば、閲覧